

平成30年度

定例監査結果報告書  
財政援助団体等監査結果報告書

平成31年2月

中央区監査委員



# 目 次

## 定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	6
別表1	平成30年度各部課及び学校等監査実施日程	7
別表2	平成30年度区施設等の視察実施日程	10

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	11
第2	監査の対象及び範囲	11
第3	監査の方法及び観点	12
第4	対象団体等の概要と監査の結果	13
第5	監査のまとめ	23
別表	平成30年度財政援助団体等監査実施日程	25



平成30年度

定例監査結果報告書



写

30中監第143号

平成31年2月22日

中央区長  
中央区議会議長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 梅田源一

同 木村克一

#### 平成30年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した平成30年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、石田英朗前監査委員は平成30年5月31日まで関与し、木村克一監査委員は同年6月1日から関与しました。





## 第1 各部課及び学校等監査

### 1 監査実施期間

平成30年4月13日から平成31年2月13日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1(P7)のとおりです。

また、未利用地や区施設等の視察を行いました。実施日程は、別表2(P10)のとおりです。

### 2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

### 3 監査の範囲、方法及び観点

#### (1) 範囲

平成29年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理、服務規律等についても監査範囲としました。

#### (2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### (3) 主たる観点

各事務事業の執行が地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとりなされているかを基本として、以下の点を踏まえ監査を実施しました。

ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

#### イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

#### ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

### 4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、軽微な誤りは散見されます。根拠規定の確認など職場内で組織的な点検を行い、遺漏のない事務処理を行ってください。

なお、水とみどりの課及び道路課にあつては、それぞれの材料置場の資材の在庫状況や保管状況等について工事別の材料受払い月報や材料品使用伝票等を基に庶務担当係が中心となり定期的に点検が行われており評価できます。

## 第2 重点事項に関する監査

区では、各種事業の実施等に伴い現金のほか郵券等の金券類を取り扱っています。本年度の定例監査では、重点事項として、各課における現金や金券類の管理・保管状況と施設使用料の収納管理状況について、監査を実施しました。

### 1 現金等を保管している課の状況

本庁・特別出張所・保健所・保健センター・清掃事務所の各課(所及び室を含む)のうち、会計年度内で現金もしくは金券類の保管があつたのは、52課中43課でした。

内訳は以下のとおりです。

- \* 現金 37課
- \* 郵券(切手、はがき) 34課
- \* レターパック 4課
- \* 共通買物券 4課
- \* ごみ処理券 9課
- \* 図書カード 3課
- \* 区事業専用のタクシー券 7課
- \* 一般のタクシークーポン 7課
- \* その他(体育施設プリペイトカード、区営駐車場駐車券、理美容券等の福祉事業用の利用券など) 6課

## 2 監査の結果

現金及び金券類については、いずれの課も会計事務規則等に則り現金出納簿や受払簿を整備して管理を行い、保管にあたっては金庫で保管することを原則とした上で、一定のスペースを要する等の理由により物理的に金庫に納めることが難しい場合にはキャビネットに施錠して保管するなど、おおむね適切に管理・保管されているものと認められました。

なお、多額の現金取扱いが生じる生活保護費については、現金の取扱いを極力抑えるため、特別な事情がある場合を除き保護費の支出は口座払いや送金払いを原則としているところですが、やむを得ず窓口払い等とするための現金は目的別に整理され金庫に保管されていました。また、自ら金銭管理を行うことができず生活維持が困難な状況にある利用者に対しては、自立支援プログラムの一環として平成29年度から導入した日常生活費の管理や預貯金の預け入れ・払出しなどの金銭管理に関する支援委託で対応するなど、現金の取扱いにおける透明性をより一層確保すべく、保護の開始時など臨時的・緊急的な対応を除き地区担当員が直接現金を扱うケースをできるだけ無くすような体制づくりが図られていました。

施設使用料の収納については、事務手続上で指摘に該当するような事例は認められなかったものの、使用料の収納事務を委託している場合において、所管課による現行のシステム等を活用した収納金の確認が不十分なケースが一部に見受けられました。指定管理施設など使用料の収納事務を委託している所管課にあつては、誤りなく収納されているかの履行確認を適切に実施するなど、収納事務の責を区としてしっかり果たすよう留意してください。

## 第3 工事監査

### 1 監査実施期日

#### (1) 事務局による監査

平成30年11月1日～平成31年1月15日

#### (2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 平成31年2月13日

イ 営繕工事 平成31年2月8日

## 2 監査の対象とした工事及び概要

### (1) 築地川公園(南側)の改修(環境土木部 水とみどりの課)

- ア 所在地 中央区明石町10番2号
- イ 期間 (設計) 平成28年7月19日～平成29年3月24日  
(工事) 平成30年6月29日～平成31年3月29日(予定)
- ウ 整備面積 4,471.78㎡
- エ 請負金額 (設計) 8,715,600円  
(工事) 251,640,000円
- オ 出来高 (設計) 100%(完了)  
(工事) 55.0%(平成30年12月末現在)

### (2) 環境にやさしい道路の整備<低騒音・遮熱性舗装>(環境土木部 道路課)

- ア 所在地 中央区日本橋本石町一丁目3番先  
～日本橋室町一丁目8番先
- イ 工期 平成30年9月19日～平成31年3月15日(予定)
- ウ 施工延長 657.8m
- エ 幅員 13.8～14.1m
- ウ 請負金額 115,560,000円
- エ 出来高 9.3%(平成30年12月末現在)

### (3) 中央会館「銀座ブロッサム」の改修(都市整備部 営繕課)

- ア 所在地 中央区銀座二丁目15番6号
- イ 期間 (設計) 平成29年4月14日～平成30年1月31日  
(工事監理) 平成30年4月2日～平成30年10月31日  
(建築・機械設備・電気設備工事) ※ 昇降機設備工事を含む  
平成30年3月29日～平成30年10月31日
- ウ 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階・地下2階・塔屋2階  
延面積:10,169.67㎡
- エ 請負金額 (設計) 40,208,400円  
(工事監理) 41,040,000円  
(工事) 1,805,585,040円
- オ 出来高 (設計) 100%(完了)  
(工事監理) 100%(完了)  
(建築工事) 100%(完了)  
(機械設備工事) 100%(完了)  
(電気設備工事) 100%(完了)

### 3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場(工事完了施設を含む。)の実地調査、所管部局の関係職員や施工業者等からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。

### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

築地川公園(南側)の改修では、本区の公園整備では初となる井戸水を活用した水景施設の整備が行われていますが、維持管理費や問題点などを検証し今後の公園設計の参考にしてください。また、築地川公園はカルバートの上部に設置されていますが、このカルバートも完成から30年以上が経過していますので、安全性について再チェックされる必要があると思われます。なお、人口の増加に伴い区内の公園でも子ども連れの方を多く見受けます。公園の整備や改修にあたり喫煙場所を設ける際は、喫煙マナーの徹底とともに周辺施設等の環境も十分に考慮するなど慎重な対応を望みます。一方、喫煙者が高率なたばこ税を納めていることも事実ですので、喫煙場所が必要な場合は完全分煙が可能となるような喫煙施設を設けることも併せて検討してください。

環境にやさしい道路の整備では、高耐久不透水層工を施工することで、舗装打換えの厚さを薄くできることから舗装工、路面切削工、廃材処理工が少なくなり、コスト削減を図った設計・施工となっています。今後とも、ヒートアイランド現象の緩和に向け、遮熱性舗装等の推進と効果を持続させるための適切な維持管理に努めてください。

中央会館「銀座ブロッサム」の改修では、新労務単価に伴う契約変更のほか、工事着手後に判明したアスベスト除去範囲の増や配管の干渉に伴うホール天井の鉄骨補強の増、コンクリート損傷箇所が判明したことに伴う躯体の補修、新たに発生した受変電設備の不具合等による工事の追加契約がなされています。さらなる綿密な事前調査や調整が求められるという側面もありますが、いずれもおおむねやむを得ないものと判断されます。なお、昨年度要望した営繕工事における積算基準の取扱いに関する内規の整備については、速やかに対応されたことを評価します。

工事の計画段階から施工にいたるまで関係部局間で綿密な連携を図ることはもとより、これらの工事から得られた技術的知見や安全対策等のノウハウを組織的に継承し、さらに発展させていくことが重要であると考えます。

今後とも、適法性、経済性はもとより、安全面や環境面にも十分に配慮した設計・施工を期待します。

#### 第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、平成29年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性・効率性・有効性、さらには公平性の面から、公正かつ厳正に実施しました。

業務の多忙化、担当する事務の変更に伴う確認漏れや理解不足等に起因すると思われる軽微な誤りが散見されるとともに、これまで適切に処理が行われていた所管部課においても、新たに誤りが生じている事例が見受けられました。今年度実施した監査において注意等を受けなかった所管部課にあっても、根拠規定の確認はもとより、事務の執行態勢や実施手順等について職場内で組織的な点検を行い、適正な事務処理に努めてください。

また、利用率が低い施設については、効果的なPR等による施設の認知度の向上など、利用率のアップに向けた対策を講ずるよう要望します。

人口増加に伴う行政需要の拡大や各種施設の整備計画、市場移転後の築地の活気とにぎわいの継承、東京2020大会後を見据えたまちづくりなど、今後ともさらなる財政負担の増大が予測されます。これまで以上に健全財政の維持に十分に配慮していくことが重要です。

事務事業の執行にあたっては、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

なお、健全な財政運営の妨げともなる収入未済については、公平性の観点も含めその縮減に向けた取組を推進し、債権管理体制の強化を積極的に進めるとともに、回収が困難な債権の取扱いについて検討を進められるよう併せて要望します。

(別表 1)

平成30年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査	
企画部	政策企画課	平成30年 5月28日(月)	平成30年 5月22日(火)	
	財政課	平成30年 6月13日(水)	平成30年 5月22日(火)	
	広報課	平成30年 5月28日(月)	平成30年 5月24日(木)	
	情報システム課	平成30年 6月13日(水)	平成30年 5月24日(木)	
	オリンピック・パラリンピック調整担当課	平成30年 5月28日(月)	平成30年 5月22日(火)	
総務部	秘書室	平成30年 5月25日(金)	平成30年 5月23日(水)	
	総務課	平成30年 5月25日(金)	平成30年 5月23日(水)	
	女性施策推進係		平成30年10月24日(水)	
	職員課	平成30年 6月11日(月)	平成30年 5月23日(水)	
	経理課	平成30年 6月 6日(水)	平成30年 5月30日(水)	
	税務課	平成30年 7月13日(金)	平成30年 6月12日(火)	
	防災危機管理室	危機管理課	平成30年 5月31日(木)	平成30年 5月29日(火)
		防災課	平成30年 5月31日(木)	平成30年 5月29日(火)
		防災拠点倉庫		平成30年11月28日(水)
	区民部	区民生活課	平成30年 6月 6日(水)	平成30年 5月30日(水)
調査統計係			平成30年 5月24日(木)	
地域振興課		平成30年 6月11日(月)	平成30年 6月 7日(木)	
文化・生涯学習課		平成30年 6月11日(月)	平成30年 6月 5日(火)	
スポーツ課		平成30年 6月 6日(水)	平成30年 6月 5日(火)	
商工観光課		平成30年 6月13日(水)	平成30年 6月 7日(木)	
日本橋特別出張所		平成30年 6月28日(木)	平成30年 6月 8日(金)	
月島特別出張所		平成30年 6月28日(木)	平成30年 6月 8日(金)	

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
福 祉 保 健 部	管 理 課	平成30年 6月28日 (木)	平成30年 6月12日 (火)
	子育て支援課	平成30年 7月 2日 (月)	平成30年 6月14日 (木)
	保育計画課	平成30年 7月 2日 (月)	平成30年 6月14日 (木)
	生活支援課	平成30年 7月 2日 (月)	平成30年 6月15日 (金)
	障害者福祉課	平成30年 7月 5日 (木)	平成30年 6月15日 (金)
	保険年金課	平成30年 7月 5日 (木)	平成30年 6月19日 (火)
	子ども家庭支援 センター	平成30年 7月 5日 (木)	平成30年 6月27日 (水)
	築地児童館		平成30年10月23日 (火)
	福祉センター	平成30年 7月 9日 (月)	平成30年 6月26日 (火)
	高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	平成30年 7月 9日 (月)
介護保険課		平成30年 7月 9日 (月)	平成30年 6月20日 (水)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	平成30年 7月11日 (水)	平成30年 6月26日 (火)
	健康推進課	平成30年 7月11日 (水)	平成30年 6月21日 (木)
	日本橋保健センター	平成30年 7月13日 (金)	平成30年 6月21日 (木)
	月島保健センター	平成30年 7月13日 (金)	平成30年 6月19日 (火)
環 境 土 木 部	環境政策課	平成30年 5月 9日 (水)	平成30年 4月25日 (水)
	環境推進課	平成30年 5月 9日 (水)	平成30年 4月25日 (水)
	水とみどりの課	平成30年 5月 9日 (水)	平成30年 4月26日 (木)
	道 路 課	平成30年 5月10日 (木)	平成30年 4月26日 (木)
	中央清掃事務所	平成30年 5月10日 (木)	平成30年 5月 1日 (火)
	晴海事業所		平成30年10月24日 (水)
都 市 整 備 部	都市計画課	平成30年 5月10日 (木)	平成30年 5月 1日 (火)
	地域整備課	平成30年 5月14日 (月)	平成30年 5月 7日 (月)
	住 宅 課	平成30年 5月14日 (月)	平成30年 5月 7日 (月)
	建 築 課	平成30年 5月14日 (月)	平成30年 5月 8日 (火)
	営 繕 課	平成30年 5月16日 (水)	平成30年 5月 7日 (月)



対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
会 計 室		平成30年 5月 2日 (水)	平成30年 4月19日 (木)
教育委員会 事務局	庶 務 課	平成30年 5月16日 (水)	平成30年 5月 8日 (火)
	学 務 課	平成30年 5月21日 (月)	平成30年 5月15日 (火)
	学校施設課	平成30年 5月21日 (月)	平成30年 5月22日 (火)
	指 導 室	平成30年 5月21日 (月)	平成30年 5月17日 (木)
	特別支援教育係		平成30年10月16日 (火)
	図書文化財課	平成30年 5月25日 (金)	平成30年 5月15日 (火)
	郷土天文館		平成30年10月16日 (火)
城東小学校			平成31年 1月16日 (水)
明石小学校		平成31年 1月23日 (水)	平成31年 1月23日 (水)
明石幼稚園		平成31年 1月23日 (水)	平成31年 1月23日 (水)
京橋築地小学校			平成31年 1月10日 (木)
京橋朝海幼稚園			平成31年 1月10日 (木)
日本橋小学校		平成31年 1月23日 (水)	平成31年 1月23日 (水)
日本橋幼稚園		平成31年 1月23日 (水)	平成31年 1月23日 (水)
阪本小学校			平成31年 1月29日 (火)
佃島小学校		平成31年 1月18日 (金)	平成31年 1月18日 (金)
月島幼稚園		平成31年 1月18日 (金)	平成31年 1月18日 (金)
月島第三小学校			平成31年 1月29日 (火)
晴海幼稚園			平成31年 1月29日 (火)
豊海小学校		平成31年 1月17日 (木)	平成31年 1月17日 (木)
豊海幼稚園		平成31年 1月17日 (木)	平成31年 1月17日 (木)
佃中学校			平成31年 1月10日 (木)
晴海中学校		平成31年 1月17日 (木)	平成31年 1月17日 (木)
選挙管理委員会事務局		平成30年 5月 2日 (水)	平成30年 4月20日 (金)
監 査 事 務 局		平成30年 4月27日 (金)	平成30年 4月19日 (木)
区 議 会 議 会 局		平成30年 5月16日 (水)	平成30年 5月17日 (木)

(別 表 2)

平成30年度区施設等の視察実施日程

(未利用地) 旧小諸高原学園跡地	平成30年 7月27日 (金)
(未利用地) 渋谷区笹塚、中央区日本橋人形町二丁目、 中央区日本橋小舟町	平成30年 9月14日 (金)
郷土天文館、泰明小学校	平成30年11月 7日 (水)
こども発達支援センター、朝潮運河(月島二丁目)、豊海橋、 日本橋室町三丁目第一種市街地再開発事業助成地区、 常盤小学校、日本橋中学校	平成31年 1月30日 (水)

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書



写

30中監第144号

平成31年2月22日

中 央 区 長  
中 央 区 議 会 議 長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中 央 区 監 査 委 員

} 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 梅 田 源 一

同 木 村 克 一

#### 平成30年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。



## 第1 監査実施期間

平成30年10月1日から平成31年2月13日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P25)のとおりです。

## 第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、指定管理者のうち、次の12団体を対象としました。

平成29年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

### 1 財政援助団体

- (1) 中央区職員互助会
- (2) 中央区体育協会
- (3) 中央区商店街連合会
- (4) 中央区工業団体連合会
- (5) 一般社団法人 中央区観光協会

### 2 対象施設及び指定管理者

- (1) 伊豆高原荘  
株式会社伊豆急コミュニティー
- (2) 区民館(京橋地域)  
三菱地所コミュニティー株式会社
- (3) 区民館(日本橋地域)  
日本メックス株式会社
- (4) 晴海こども園  
ライクアカデミー株式会社
- (5) 晴海児童館  
ライクアカデミー株式会社
- (6) 特別養護老人ホーム等「マイホーム新川」  
社会福祉法人 賛育会
- (7) 温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」  
はるみ未来創造パートナーズ

### 第3 監査の方法及び観点

#### 1 方法

##### (1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合するとともに関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (3) 所管部課

所管部課に対して財政援助団体等にあらかじめ提出を求めた上記監査資料及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、指導監督が適切に行われているかについて監査を実施しました。なお、指定管理者の所管部課については実地監査に加え、別途日程を設けました。

#### 2 主たる観点

##### (1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

##### (2) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

##### (3) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。



## 第4 対象団体等の概要と監査の結果

### 1 中央区職員互助会

#### (1) 団体の概要

所在地 中央区築地一丁目1番1号

設立目的 中央区職員の福利厚生を増進を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 給付事業（各種見舞金等）
- ・ 福利事業（職員食堂等）
- ・ 貸付事業（生計資金貸付等）
- ・ 厚生事業（カフェテリアプラン利用助成金等）
- ・ 文化・体育事業（職員文化祭補助等）

#### (2) 所管部課

総務部 職員課

#### (3) 補助金

区は、中央区職員互助会に対し、事業の運営に要する費用として、平成29年度は24,336,189円の補助金を交付しています。

#### (4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区職員互助会条例施行規則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

### 2 中央区体育協会

#### (1) 団体の概要

所在地 中央区築地一丁目1番1号

設立目的 区民の体位向上並びにスポーツ精神の涵養につとめ、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 体育大会、講習会、その他体育レクリエーション活動に関する各種事業の実施及び援助をすること
- ・ 体育運動に関し、中央区並びに日本体育協会、東京都体育協会その他の機関に意見を述べ、あるいはその施策に協力すること
- ・ 体育運動の宣伝、啓発、指導及び奨励に関すること
- ・ 体育指導者の養成並びに指導に関すること
- ・ 加盟団体の強化、発展に関すること

- ・ スポーツ少年団の育成に関すること
- ・ 本協会の目的を達成するための必要な事業を行うこと

(2) 所管部課

区民部 スポーツ課

(3) 補助金

区は、中央区体育協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成29年度は39,853,767円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区体育協会規約に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

3 中央区商店街連合会

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内に組織された商店街の連合体であって、商店街の緊密なる連絡と親睦を図り、商店街の健全なる発達により商業振興に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡
- ・ 商店街共通の重要問題の解決
- ・ 商店街繁栄に必要な各種施設の調査研究
- ・ 商店街に必要な共同事業及び金融・税務・経営に関する対策
- ・ 顧客サービスのためのスタンプの発行

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、中央区商店街連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成29年度は13,151,607円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区商店街連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

#### 4 中央区工業団体連合会

##### (1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内の各工業団体が連合し、団体相互の緊密なる連絡と親睦を深め企業経営の健全なる発展を図ることにより、区内の工業振興に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡及び協力
- ・ 企業の利益増強に関する各種方策の調査並びに研究
- ・ 工業経営諸般の研究、講習、講演会及び見学会の開催
- ・ 企業に必要な共同事業及び金融、税務、経営に関する対策
- ・ 工業団体功労者及び勤続優良従業員の表彰事業

##### (2) 所管部課

区民部 商工観光課

##### (3) 補助金

区は、中央区工業団体連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成29年度は10,399,441円の補助金を交付しています。

##### (4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区工業団体連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

#### 5 一般社団法人 中央区観光協会

##### (1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内に豊富にある観光資源を活かし、観光事業の振興を図ることにより、中央区の魅力を高め、地域の活性化と誇りと愛着をもてる街づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 観光に関する情報の収集及び発信
- ・ 観光イベントの開催
- ・ 観光振興に関する活動をしている団体・個人及び観光行政との連携・協力
- ・ 観光に関する調査・研究・企画

- ・ 観光商品の開発促進・宣伝・販売
- ・ 観光関連施設の管理運営

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、一般社団法人中央区観光協会に対し、事業の運営に要する費用として平成29年度は70,795,118円の補助金を交付しています。

(4) 監査結果

区からの補助金は、中央区観光協会定款に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

6 伊豆高原荘

(1) 施設の概要

所在地 静岡県伊東市八幡野1283番地36

延床面積 1,940.94㎡

主な施設 客室(16室)、食堂、男女浴室、家族風呂、カラオケ室

設置目的 区民の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

株式会社伊豆急コミュニティー

静岡県伊東市八幡野1151番地

(4) 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、株式会社伊豆急コミュニティーに対し、中央区立伊豆高原荘の管理に関する基本協定書(平成25年4月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は56,141,042円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

## 7 区民館（京橋地域）

### （1）施設の概要

公共の利便に資することを目的として、京橋地域には7施設が設置されています。

#### ア 京橋区民館

所在地 中央区京橋二丁目6番7号  
延床面積 763.60㎡  
主な施設 洋室5室（定員48人、24人、18人、30人×2室）  
和室2室（定員30人、20人）

#### イ 京橋プラザ区民館

所在地 中央区銀座一丁目25番3号  
延床面積 1,549.03㎡  
主な施設 洋室4室（定員42人、36人、18人×2室）  
和室1室（定員30人）  
多目的ホール（全面240人、半面120人）

#### ウ 銀座区民館

所在地 中央区銀座四丁目13番17号  
延床面積 494.80㎡  
主な施設 洋室3室（定員30人、15人×2室）  
和室1室（定員30人）

#### エ 新富区民館

所在地 中央区新富一丁目13番24号  
延床面積 665.68㎡  
主な施設 洋室4室（定員25人、24人、36人×2室）  
和室2室（各室定員25人）

#### オ 明石町区民館

所在地 中央区明石町14番2号  
延床面積 952.46㎡  
主な施設 洋室4室（定員36人×2室、30人×2室）  
和室2室（定員30人、25人）

#### カ 八丁堀区民館

所在地 中央区八丁堀四丁目13番12号  
延床面積 531.72㎡  
主な施設 洋室3室（定員42人、24人、21人）  
和室1室（定員35人）

キ 新川区民館

所在地 中央区新川一丁目26番1号

延床面積 733.44㎡

主な施設 洋室4室（定員55人、24人、18人、16人）  
和室4室（定員30人、25人、35人×2室）

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

三菱地所コミュニティ株式会社  
千代田区三番町6番地1

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、三菱地所コミュニティ株式会社に対し、中央区立区民館(京橋地域)の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は98,468,109円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は47,999,720円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 区民館（日本橋地域）

(1) 施設の概要

公共の利便に資することを目的として、日本橋地域には5施設が設置されています。

ア 堀留町区民館

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 988.36㎡

主な施設 洋室3室（定員24人、30人×2室）  
和室2室（定員25人、15人）

イ 人形町区民館

所在地 中央区日本橋人形町二丁目14番5号

延床面積 579.74㎡

主な施設 洋室4室（定員24人、30人×3室）  
和室2室（各室定員20人）

ウ 久松町区民館

所在地 中央区日本橋久松町1番2号  
延床面積 443.03㎡  
主な施設 洋室5室(定員30人、24人×2室、12人×2室)  
和室1室(定員24人)

エ 浜町区民館

所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号  
延床面積 1,082.47㎡  
主な施設 洋室4室(定員100人、36人、30人×2室)  
和室3室(定員40人、35人、25人)

オ 新場橋区民館

所在地 中央区日本橋兜町11番9号  
延床面積 390.92㎡  
主な施設 洋室2室(定員24人、12人)  
和室2室(定員20人、15人)

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

日本メックス株式会社  
中央区入船三丁目6番3号

(4) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、日本メックス株式会社に対し、中央区立区民館(日本橋地域)の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は66,573,294円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は28,015,550円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 9 晴海こども園

### (1) 施設の概要

所在地 中央区晴海二丁目 4 番31号  
延床面積 1,654.46㎡  
職員体制 施設長、保育従事職員30人、調理員 4 人、看護師、事務員  
定員 150人 (0～5 歳児)  
設置目的 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的としています。

### (2) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

### (3) 指定管理者

ライクアカデミー株式会社  
品川区西五反田一丁目 1 番 8 号

### (4) 指定期間

平成24年12月 1 日から平成34年 3 月31日まで

### (5) 指定管理料

区は、ライクアカデミー株式会社に対し、中央区立晴海こども園の管理に関する基本協定書(平成24年12月 1 日付け締結)等に基づき、平成29年度は159,642,070円の指定管理料を支出しています。

### (6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 10 晴海児童館

### (1) 施設の概要

所在地 中央区晴海二丁目 4 番31号  
延床面積 2,920.94㎡  
主な施設 ホール、学童クラブ室 2 室、スタジオ 3 室、幼児室、  
工作展示室、多目的室、図書室、パソコン室  
設置目的 区内の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的としています。

### (2) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

### (3) 指定管理者

ライクアカデミー株式会社  
品川区西五反田一丁目 1 番 8 号



(4) 指定期間

平成24年12月1日から平成34年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は指定管理者に対し、中央区立晴海児童館の管理に関する基本協定書(平成24年12月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は129,513,082円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

11 特別養護老人ホーム等「マイホーム新川」

(1) 施設の概要

所在地 中央区新川二丁目27番3号

延床面積 6,671.61㎡

ア 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

主な施設 居室28室、機能回復訓練室、食堂、特殊浴室、ボランティア室、医務室、歯科室

定員 入所定員 特養80人、短期入所生活介護8人

設置目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

主な施設 デイルーム2室、一般浴室、特殊浴室、機能回復訓練室

定員 通所定員 一般型40人 認知症型12人

設置目的 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

- (3) 指定管理者  
社会福祉法人 賛育会  
墨田区太平三丁目17番8号
- (4) 指定期間  
平成23年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 指定管理料等  
区は、社会福祉法人賛育会に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホーム新川等の管理に関する基本協定書(平成23年4月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は78,922,122円の指定管理料を支出しています。  
なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。
- (6) 監査の結果  
基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 12 温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」

- (1) 施設の概要  
所在地 中央区晴海五丁目2番3号  
延床面積 5,547.05㎡  
主な施設 温浴施設、集会施設4室  
設置目的 区民の健康増進を図るとともに、公共の利便に資することを目的としています。
- (2) 所管部課  
環境土木部 環境政策課
- (3) 指定管理者  
ア 管理者名 はるみ未来創造パートナーズ  
イ 構成団体  
(ア) 株式会社コナミスポーツクラブ  
品川区東品川四丁目10番1号  
(イ) 日本メックス株式会社  
中央区入船三丁目6番3号  
(ウ) タフカ株式会社  
中央区銀座二丁目8番9号
- (4) 指定期間  
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、はるみ未来創造パートナーズに対し、中央区立温浴プラザの管理に関する基本協定書(平成29年4月1日付け締結)等に基づき、平成29年度は116,736,923円の指定管理料を支出しています。

なお、温浴プラザ使用料は13,177,260円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、平成29年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行に関しそれぞれおおむね適切に行われているものと認められました。今後とも、所管部課においては、団体の財務状況を十分に精査の上、補助等を行ってください。

なお、区では、平成29年度から導入した公会計制度による会計別及び組織別の財務諸表を作成・公表するとともに、それらを基に財政支出監理団体を含めた連結財務諸表の作成・公表も行うことから、当該団体で作成されている財務諸表についても可能な範囲で区と調整されることが必要であると考えます。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。今後とも、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。

なお、温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」においては、指定管理者自らが提案事項の履行状況を可視化した独自の履行チェックシートを用いて点検等を実施しているほか、社内コンプライアンス活動報告書によりチェックすべき事項や管理すべきポイント、点検の結果と参考画像等の各種の情報が一元管理されています。また、アンケート等を活用した利用者ニーズに即した教室の企画や各種の健康教室を大幅に増やしたことなどにより、利用者数の増加や満足度がアップしたことを評価します。

一方で、昨年に引き続き指定管理者が実施している設備の保守点検結果について、施設によっては不良箇所が発見された場合にのみ指定管理者から区へ報告がなされるとしているケースが見受けられました。施設の安全確保に

関しては、一義的には指定管理者が責任を持って適切な対応をとるべきものではありませんが、区が公の施設の設置者としての責任を有していることに変わりはありません。連絡もれ等に起因する不測の事態を未然に防止すべく、点検結果の良否にかかわらず区への定期的な報告を行う体制の徹底を図るべきと考えます。

なお、今後、区の施設については直営・指定管理といった運営形態にかかわらず、その施設の立地や形態・規模、当該地域の利用者のニーズ等を加味しながら各館毎のコスト等の経費比較や分析を行っていく必要があると考えます。複数の施設を一括して指定管理者へ委託している場合は、利用等の実績だけでなく各館別の支出の内訳についても指定管理者から報告を受けるよう検討してください。

また、指定管理者制度では民間のノウハウを活かし施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者に大きく権限が移譲されますが、所管部課においては、施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の設置目的に基づき区民サービスのさらなる向上等が図られるよう、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

## 平成30年度財政援助団体等監査実施日程

団体名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
中央区職員互助会		平成30年 9月10日(月)	平成30年 9月10日(月)
中央区体育協会		平成30年 9月10日(月)	平成30年 9月10日(月)
中央区商店街連合会		平成30年11月 1日(木)	平成30年11月 1日(木)
中央区工業団体連合会		平成30年11月 1日(木)	平成30年11月 1日(木)
一般社団法人 中央区観光協会		平成30年11月 1日(木)	平成30年11月 1日(木)
株式会社 伊豆急コミュニティー	伊豆高原荘	平成30年11月 9日(金)	平成30年11月 9日(金)
【区民部 地域振興課】			平成30年10月10日(水)
三菱地所コミュニティー	区民館(京橋地域)		平成30年10月30日(火)
【区民部 地域振興課】			平成30年10月10日(水)
日本メックス 株式会社	区民館(日本橋地域)		平成30年10月30日(火)
【区民部 地域振興課】			平成30年10月10日(水)
ライクアカデミー 株式会社	晴海こども園		平成30年11月13日(火)
【福祉保健部 子育て支援課】			平成30年10月10日(水)
ライクアカデミー 株式会社	晴海児童館		平成30年11月13日(火)
【福祉保健部 子ども家庭支援センター】			平成30年10月12日(金)
社会福祉法人 賛育会	特別養護老人ホーム等 「マイホーム新川」	平成30年10月22日(月)	平成30年10月22日(月)
【福祉保健部 高齢者福祉課】			平成30年10月11日(木)
はるみ未来創造パートナーズ	温浴プラザ 「ほっとプラザはるみ」	平成30年11月21日(水)	平成30年11月21日(水)
【環境土木部 環境政策課】			平成30年10月11日(木)



刊行物登録番号  
30-094

平成30年度  
定例監査結果報告書  
財政援助団体等監査結果報告書

平成31年2月発行

編集・発行 中央区監査事務局

中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3543)0211 (代表)